

令和3年度 第1回 庁舎建替庁内検討委員会 会議録

《日 時》 令和3年7月13日（火） PM1:00～2:00

《場 所》 第2委員会室

《出席者》 総合政策部長、財務部長、市民環境部長、危機管理部長、福祉部長、保健部長、子ども家庭
応援部長、魅力創造部長、まちづくり推進部長、公共建築マネジメント課長（建設部長代
理）、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習
部長、病院事務局長、公営競技事業所長、消防長

《事務局》 総務部長、庁舎建設準備課長・課員3名

【議題1】これまでの新庁舎整備の検討経緯について

－ 事務局による説明 －

庁舎の耐震化は建て替えにより行うこととして平成23年度から庁舎建替庁内検討委員会を発足。平成25年度、当時の庁内検討委員会で報告書を作成し、建設候補地として、福祉総合センター・防災広場・現庁舎位置の3候補地を提示した。その後、平成29年度・平成30年度に、候補地の評価やサウンディング調査、市民意見を参考に、政策決定会議に諮り、「現庁舎位置」での建設が決定された。

令和元年度、岸和田市新庁舎整備基本計画を策定した。計画内容は、庁舎の規模は、別館・第2別館を使用する前提で、延床面積を約15,400㎡（駐車場除く）。庁舎の配置は、市民会館跡駐車場に、窓口関係部署を集めた北館と裁判所跡駐車場に仮設庁舎を建設し（令和7年度完成想定）、北館・仮庁舎へ移転後、現在の新館・旧館を解体し、南館を建設（令和10年度完成想定）、南館移転後に仮庁舎を解体。総事業費は131.6億円で財源に市町村役場機能緊急保全事業の活用を想定していた。（起債充当率90%、起債に伴う元金と利息の30%が交付税措置される。）

令和2年度、基本設計から施工までを一括で発注する、「岸和田市新庁舎整備事業設計施工業務公募型プロポーザル」を実施し仮契約を結んだが、3月議会において、プロポーザルの選定過程に理解が得られず、工事請負契約が否決された。結果、令和2年度中に実施設計の着手が条件である、市町村役場機能緊急保全事業の財源活用ができず、このままでは30億円を超える財源不足が生じることから、新庁舎の事業費を見直さざるを得ない状況となっている。

【議題2】今年度を実施する新庁舎整備の関連事業について

－ 事務局による説明 －

a. 文書管理適正化及び文書整理支援業務委託

令和3・4年度の2か年で、将来の新庁舎建設を視野に入れながら、適正な文書管理や、職員の文書管理に対する意識の向上、今後の働き方改革を踏まえた効率的かつ働きやすい執務環境・書庫環境に転換するため、現在の文書の保管状況を基に重複文書や不要文書等を削減・文書管理のルールの見直し・文書の電子化に向けた管理基準案の策定などを、研修や実地指導も含め専門業者を通じて実施する。

文書量の削減目標は、平成30年度執務環境調査結果による文書量から50%削減を目指す。50%という数値は、新庁舎整備基本計画において、文書の保管場所の床面積を算定するにあたり文書量50%削減後の床面積を想定している。

進め方は、委託業者の支援を受け、対象課における文書保管状況及び課題等を把握、保有する文書の特
性も踏まえて協議し、文書の分類整理と文書廃棄の判断のほか、文書の保存年限の見直しや電子化の可否
等について実地指導を実施する。また文書管理のルールの見直しにも着手し、令和4年度開始予定の文書
管理システムの電子決裁導入を踏まえ、新規文書管理ルールの作成や電子化文書の管理基準案なども作成
する予定。あわせて庁内研修を行い、職員の文書管理に対する意識向上を図る。

b. 窓口業務の改善検討支援業務委託

新庁舎整備基本計画において、ワンストップサービスの検討など総合窓口機能を整備していくとしてお
り、令和2年度に庁舎建替庁内検討委員会窓口作業部会（企画課、行財政改革課、市民課、人事課、IT推
進課、庁舎建設準備課）におい、総合窓口化、窓口の一部アウトソーシング化、窓口業務のデジタル化と
システム化についての考え方として「総合窓口設置の方向性」にまとめた。

今年度は委託業者の支援を受け、市としての窓口業務の方針の取りまとめを行う。主な業務内容は、①
窓口業務の現状分析、②総合窓口像の検討、③総合窓口取扱業務の精緻化、④アウトソーシング化の導入
可能性の検討、⑤窓口業務のデジタル化における導入可能性の検討、⑥総合窓口支援システムにかかる検
討、⑦総合窓口導入実行計画の策定。

方針を取りまとめるにあたっては、窓口作業部会や主な窓口の関係課等で構成するワーキンググループ
を設け、庁内の意見集約を図る。方針がまとまれば、次年度以降は、関係各課でもって主体的に方針に沿
った取組みを進めていただく予定である。

【議題3】新庁舎整備基本計画の見直しに向けた検討事項について

－ 事務局による説明 －

a. 大阪湾南東岸断層について

当該断層を含めた近畿圏内の活断層の評価は地震調査研究推進本部（文科省内）において審議中で、評
価の公表時期は未定となっている。国・府等の各防災計画は、この地震調査研究推進本部の評価を基に策
定するため、現在、地域防災計画等に「大阪湾南東岸断層」の記載はない。

防災・危機管理の研究者で、関西大学社会安全学部・社会安全研究センター長、特別任命教授の河田恵
昭教授にお会いし講義いただいたが、要約すると「地図上の活断層線と震源となる活断層の位置は異なり、
断層線の真下が震源ではない。」、「断層を覆う地層全体に振動は広がるので、活断層の近くだけ強く揺
れるとは限らず、震源となった断層の形状や地盤特性で揺れの大きさも変わる」という話であった。

新庁舎に求める耐震性能は、基本計画において、大地震動後に構造体の補修を行うことなく建築物が利用
出来ることを目標とし、施設の耐震性能は、国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」
の耐震安全性の分類において、構造体「Ⅰ類」とし、さらに大地震動に対しても、機能保持及び収容物の
保全が可能な免震構造を基本として設計を進めることとしている。また免震構造の設計における構造計算
では、国土交通省指定の性能評価機関による評価を受け、同大臣の認定を受ける必要があり、地震力に対
する安全性を確認するため、地震動の水平及び上下の応答計算も必須となっている。このように現在の建
築実務では、近年の地震動に対する考えも考慮しているので、現在想定されている被害想定に対しても安
全性の確保ができるものと考えている。

他方、衝撃的鉛直地震波動という地震時に構造物を破壊する衝撃的な鉛直震動という地震計で正確には観測できていない特殊な鉛直波（高周波で、局在波で、破壊力を持つ）について、構造物の建設に考慮すべきでないかとの議論の存在があり、この件については、一般財団法人地球システム総合研究所上席研究員の前原博氏の解説が得られた。説明では、「衝撃的鉛直地震波動」は、特殊な地震波で、発生原因が未解明であることもあり、今後の防災・減災及び土木・建築工学への建設的な議論に資するものとして、研究者らに情報や知識の共有と啓発を意図しているものと思われた。また、この波動の多くは、震源断層の近くで生じるとされている。これらのことから、本市としては、地図上の断層線上だけではなく震源の直上を中心に広く注意が必要であると考ええる。また現在の耐震基準は地震計で観測された波形に基づいて制定されており、地震計で観測できていない強烈な地震波については計算に加えることができないので、現在の耐震基準及び建築技術を基に検討を進め、新しい知見が見つかった時は、それに応じて随時対応をとるという考えである。

b. 新庁舎整備事業費の見直しについて

令和２年度中に実施設計の着手が条件であった、市町村役場機能緊急保全事業の財源活用ができなくなり、このまま現在の基本計画の規模で新庁舎を整備するとした場合、借入金の一部について有利な政府系資金が使えず、交付税措置もなくなること、さらに起債充当率が90%から75%に下がることで当初の予定から17.9億円の一般財源が必要になることも含めて、総事業費として約33.2億円の追加負担が見込まれることから、新庁舎の事業費を見直さざるを得ないと考えている。

今後事業を進めるにあたっては、当初計画における市の実質的な負担額約113億円を目安として考えていくのが、現実的な対応でないかと考えている。また事業費圧縮のためには、新庁舎の規模（面積）の見直し、仮設庁舎等の見直し、庁舎機能の集約化についての再検討が必要と考えている。今年度、これらについて関係各課の協力を得ながら解決に向けて模索していきたい。

一 委員会における意見等 一

- ・ 現計画では上下水道局の財産も建設予定地に含まれている。計画変更による時期、方法等の見直しについては、上下水道局と再調整すること。
- ・ 計画を見直すに当たっては、事業費の圧縮は勿論、DXやスマートシティ等の新しい考え方や、ランニングコスト等も含め総合的に検討を行うべき。
- ・ 事業費の圧縮は当然のことだと思うが、先に事業費の額を固定した結果、金額ありきの検討で新庁舎の計画が遅れしまうことのないように。
- ・ 令和２年度第２回庁内検討委員会の意見でもあったように、事業費の圧縮の方途として、福祉総合センター跡地で検討して事業費圧縮できるのであれば、建設地として検討の余地もあるのではないかな。
- ・ 今回の議案否決の背景について、今後の新庁舎整備の進め方を考える上で、一定の整理をしておいた方が良いと思う。

以上